

2017年8月28日

高知県知事 尾崎正直 様
高知県教育長 田村壮児 様

教組共闘四国ブロック議長
香川県高等学校教職員組合
執行委員長 安部行洋

高知県教職員組合
執行委員長 石川真人

高知県高等学校教職員組合
執行委員長 竹島久美

高知県労働組合連合会
執行委員長 田口朝光

高校生・青年の修学・進路の保障を求める要請書

貴職におかれましては、高校生・青年の未来を励まし保障するためにご尽力されていることに心から敬意を表します。

さて、厚生労働省が本年5月19日に発表した2017年3月末の高校新卒者の就職内定状況によると、全国の内定率は99.2%で、前年同期比0.1ポイントの増となり、1988年3月卒の調査開始以来過去最高の水準となりました。

四国全体でも99.2%(前年同期比0.1ポイント増)となり、内訳は徳島99.5%(0.1ポイント減)、香川99.4%(0.2ポイント減)、愛媛99.3%(0.4ポイント増)、高知98.2%(0.3ポイント増)となっています。

高校新卒者の就職内定率が上昇していることは、就職希望生徒の努力と学校・行政関係者による支援の成果といえます。しかし、学校現場からは、就職活動の長期化と選考の厳選化などの問題点が報告されています。

また、近年すすめられてきた、正規労働者を非正規労働者に置き換えるという雇用の規制緩和をはじめ、公務員の削減と非正規化・民間委託化の進行などが、新規学卒者の正規雇用を抑制しています。

さらに、長時間過密労働の蔓延や労働条件の劣悪化で、就職まもない若者が離職しているのが実態です。高校新卒者は3年以内に約4割が離職しています。労働者の生活や権利が十分に守られない、就労環境の問題が最大の要因と考えられます。今、政府がすすめようとしている「働き方改革」は、「過労死ライン」の働き方を労働者に押しつける内容となっており、過労死問題がより深刻化することにより、多大な危機感を持たざるを得ません。今、何より求められるのは、新卒者・若者が安心して働き続けることができる労働環境の確保と正規雇用の創出など、新卒者の就職保障に向けて大企業が社会的責任を果たすことです。

他方、2010年～2013年に実施された高校授業料無償化・就学支援金制度は、経済的理由による高校中退を大きく減少させるなど大きな効果をもたらして国民的に歓迎されました。しかし、政府は、多くの国民の願いに背を向けて、2014年度から年収910万円以上の世帯から授業料を徴収しています。これは、「あなたの学びを社会全体で支えます」という高校無償化の理念を踏みにじり、2012年に留保を撤回したばかりの国際人権規約の中等・高等教育の漸進的無償化条項にも反するものです。

すべての高校生がお金の心配なく、安心して学べる社会にしていくためにも、高校無償化を復活させるとともに、給付制奨学金と高校版就学援助制度の導入が求められます。自治体は、住民の生活と権利を守るセーフティーネットの役割を担っており、高校生・青年の修学・進路・就労の保障に責任を持つ立場から、以下の要請事項について誠実な検討をお願いいたします。

記

I 高校生の修学保障に関すること

1. 教育費無償化を復活・前進させるために、国に対して以下のことを強く要望すること。
 - (1) 「高校無償化」を復活させること。
 - (2) 「給付制奨学金」を国の責任で早急に創設すること。
 - (3) 「高校版就学援助制度」を創設すること。
 - (4) 私立高校の授業料実質無償化を実現し、公私格差の解消をはかること。
 - (5) 以上の施策を実現するために、教育予算の増額をはかること。
2. 県として以下の施策について、実現・拡充をはかること。
 - (1) 教科書代・教材費・実験実習費など教育活動に不可欠なものは公費負担とすること。
 - (2) PTA・教育後援会費が各学校の教育条件整備にあてられている実態を解消し、教育予算を増額して保護者負担の軽減をはかること。
 - (3) 学校納付金や各種減免制度の見直しによって保護者負担が増大しないよう適切な措置を講ずること。
 - (4) 経済的に困窮する家庭に教科書代・副教材費、制服・体育用品、修学旅行費、通学費などの補助を拡充する「高校版就学援助制度」を創設すること。
 - (5) 奨学金制度について、採用枠の拡大、大学等への「入学一時金」の導入など、改善・充実をはかること。
 - (6) 「高知県産業人材定着支援事業」による日本学生支援機構奨学金返還支援制度の拡充をはかること。

II 高校生の進路・就職保障に関すること

1. 国の責任による財政出動を含めた実効ある「新卒者雇用対策」を早急に打ち出すことを強く要望すること。また、企業とりわけ大企業が新卒者の就職保障に社会的責任を果たすよう、政府が強力な指導性を発揮するよう強く要望すること。
2. 新規高卒者の正規雇用の拡大をはかること。
3. 教育・福祉・医療等の公務公共分野での高校生・青年の雇用創出をはかること。また、地域における高校生・青年の雇用確保の条件整備をはかるため、地域や中小企業振興策を強化し、必要な財政的措置を講ずること。
4. 新卒未就職者に対して、就職に役立つ専門知識を身に付けるための公的職業訓練事業のいっそうの拡充・強化をはかること。
5. 特別支援学校卒業者の雇用を確保するため、障害者の法定雇用率以上の採用を行うこと。また、法定雇用率未達成の自治体や企業に対する指導を強めること。

III 青年の働くルールの確立、働く権利保障に関すること

1. 高校生・青年の就職ルールを確立するため、以下のことにとりくむこと。
 - (1) 求人・内定取り消し、就職ルール違反を根絶するため、厚生労働省の「新規学校卒業者の採用指針」の徹底をはかること。
 - (2) 青年労働者が経済的に自立し、健康で文化的な生活を送ることができるよう、最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最低賃金の確立に向けて関係機関に働きかけること。
 - (3) 偽装請負や「サービス残業」の根絶、派遣労働の規制強化、非正規雇用の均等待遇実現など、人間らしく働くルールの確立のため、関係機関への働きかけや指導・監督の強化をはかること。
2. 高校生・青年が働く権利を学ぶ機会を保障すること。
 - (1) 高知県商工労働部が作成した、「働くルール知っていますか？」のリーフレットをさらに充実させ、相談窓口の中に労働組合も含めること。
 - (2) 労働者保護法制や労働者の権利を学習する出前授業を推進し、講師選定の対象に労働組合の役員を含めること。

以上